

## 紹介

### ●大津京趾の研究

滋賀縣保勝會

滋賀縣史蹟調査報告第二冊として委員肥後文學士の勞作を發表したものである。大津京はその名の著しきに拘らず時代の古く經營の短時日なりし爲その位置を推定すべき重要な遺趾を残さない。従つて京ミ特殊關係を持ち且つ後代まで永く續き遺趾、遺物に富む崇福及び梵釋二寺の調査によつて逆に京趾の位置を推定する事が最も可能な方法である。で著者の努力は専ら二寺趾の發掘考證にそゝがれてゐる。

(一) 大津京の經營でその時の歴史事情を説き、零細な史料を組立て、古京の姿を復源せうとする。(二) 崇福寺の沿革、(三) 梵釋寺考證では史料の廣範な涉獵による精細な考證があり二寺の所在位置に就いて文献上の推測を下し(四) 大津京趾研究の沿革では傳崇福寺趾、推定梵釋寺趾に就て先人特に喜田博士の説を引いて、今回の調査

の持つ意義を明らかにする。(五) 發掘日誌の次に(六) 傳崇福寺趾とその遺物、(七) 南滋賀の遺蹟とその遺物では前者の堂宇の構造、特に今回發掘された彌勒堂趾よりして彌勒信仰の盛だつた崇福寺を推定し、従つて後者の地に今回發掘された寺院趾を梵釋寺趾と考へて、寺の桓武天皇の御建立動機に重點を置いてこゝに内裏趾を求めやうとする。が然しこの趾から發掘さるゝ古瓦が大津京經營當時の型式とさるゝものと同様のものであるとふ點に一の問題が起る。著者は關野博士のこの説に對して獨自の立場から新らしく梵釋寺創立時代にまで下り得るものとして、型の發展の理論を説いて鋭く抗辯する。この重要な論定の根據に就いては興味を以て今後の發表を待つであらう。(八) 滋賀里及錦織の遺跡遺物に就いて一應調査しこの内裏趾説の不可なる事を論じてゐる。

舊説がたゞ文献、傳説の解釋にすぎぬのを實際調査の上から肯定し又否定し、尙考古學的調査が單なる比較に落入る事に對しては歴史家としての立場からある結論を得やうとする努力を多ししたい。又この發掘には他にも

建築史上、工藝美術上、一般信仰上の多くの興味ある事實が提供されて有益なものであつた。挿圖二〇、圖版五四にも編纂の苦心を見る。(四六倍版本文一六六頁 滋賀縣保勝會發行 價三圓)〔藤〕

### ● 本邦古代氏姓の研究 井上久米雄遺著

本書は昭和二年三月東京帝大國史科を卒へて同大學院に入り、傍ら宮内省諸陵寮に勤務されてゐたが間もなく翌三年七月多くの春秋を残して逝去された井上氏の大學卒業論文であつて今回その短い學界生活を記念する爲に遺族の人々によつて上梓されたものである。第一章には本邦氏姓の胚種、第二章には本邦氏姓の出現(附、支那の氏姓、朝鮮の氏骨)、第三章には初期の氏姓混亂と其の糾正、第四章には聖德太子の國家思想と氏姓、第五章には大化改新と氏姓、第六章には天武朝の八姓制定の意義、第七章は新撰姓氏錄を中心として其の前後の氏姓動態が述べてある。全編の概要は、氏姓の胚種は古くより我國に在つたが名實共に明確な形が出来たのは日鮮交通が稍や頻繁になつた頃からだと思ふ、さて次に氏姓の混亂と

允恭朝の糾正を述べ、それより聖德太子が佛教を興隆し冠位及び十七條憲法を制定されたのは當時の閥族跋扈の弊を打破せんとする御精神に基づくもので氏姓制に對し大なる脅威を與へられた。大化の改新により氏姓の包有する内容は大に變化して甚だ微弱なものとなり、今後の氏姓は主として家系門地を表はすに過ぎないものとなり天武朝の八姓制定は傳統的系統の外に改新後の人材功勞の如何により制定されたもので、舊姓と全く同様なものではなかつた。其後氏姓の混亂は次第に甚しくなり新撰姓氏錄が作られたが錯誤や疑點があつて當時の氏姓混亂の程が推知される。それ以後は諸氏が少數の有力なる系統名稱に收約され、終には多くの氏が源平藤橘の四姓に收約されるに至つたこと述べてある。本邦古代の氏姓に關しては資料極めて少く、その研究は甚だ困難であるが、氏は多大の勞苦を以て之を討ね以て本論文を作成されたのである。固より研究の門出として作られたもので他日の深き研鑽により完成さるべきものであつたが、併し此の方面の開拓に寄與する所が尠くない(菊版二一七頁、價